

厚木市立中学校部活動
地域展開推進計画に係る
意見交換会

2026.01.14 (Wed.)

厚木市教育委員会 教育部 教育指導課

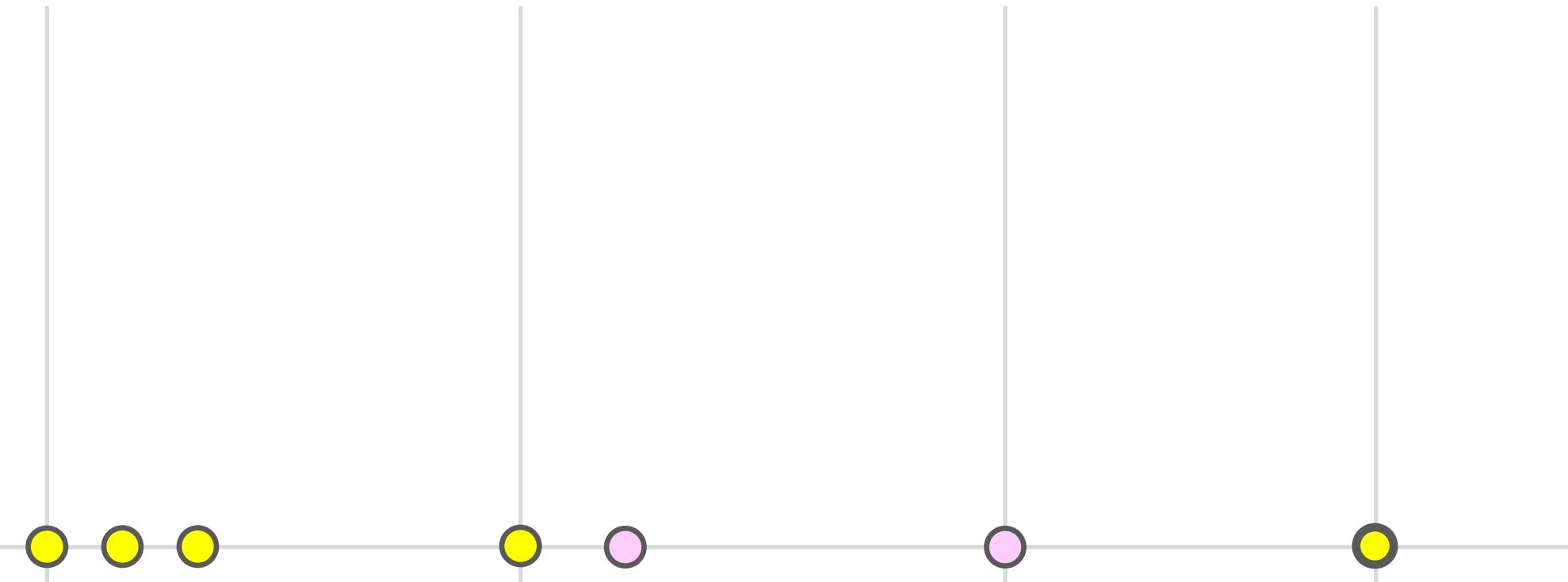
本日の流れ

- 1 厚木市立中学校部活動の現状と課題
- 2 計画策定の趣旨
- 3 推進計画策定の背景
- 4 推進計画の内容
- 5 進行管理
- 6 今後のスケジュール
- 7 意見交換

これまでの取組

● 市民参加手続き

● 計画策定に関すること



8月～11月
アンケート調査
(児童・生徒・保護者対象)

9月～（年度内に5回）
部活動の在り方検討
委員会 (附属機関)

11月
推進計画
策定方針の策定

1月
意見交換会

I. 厚木市立中学校部活動の現状と課題

- 1 厚木市立中学校部活動の現状と課題
- 2 計画策定の趣旨
- 3 推進計画策定の背景
- 4 推進計画の内容
- 5 進行管理
- 6 今後のスケジュール
- 7 意見交換

学校部活動の意義・位置付け

生徒の自主的、自発的な参加により
行われる

部活動



教育課程外の 学校教育活動

学校教育の一環として、
教育課程との関連が図られるよう留意すること

部活動の意義

異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されています。

学校部活動の意義・位置付け

学校教育活動

教育課程内

- ・各教科
- ・特別の教科 道徳
- ・総合的な学習の時間
- ・特別活動

教育課程外

・部活動

設置・運営は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあります。また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることも留意すること。

出典：文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編」

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画

令和7年5月1日時点における基本情報



(参考) 神奈川県

生徒数：195,730人

入部者数：157,453人（加入率80.4%）

■ 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進展によって、生徒数及び教員数が減少しています。

ア 新規部活動の設置を制限したり、学校規模によっては、部活動の部員数が減少し、存続そのものが難しくなり、廃部を余儀なくされたりするケースが増えています。その結果、通学する学校に自分がやりたいスポーツ・文化芸術活動が存在しないという状況が生じています。

イ 特に、軟式野球やソフトボール、サッカーといった競技人数の多い集団競技では、近年、部員数の減少が顕著で単独校ではチーム編成ができない状況が生じています。また、吹奏楽部においても、大規模な編成を維持することが難しくなっています。これらの傾向は、今後さらに進行していくことが想定されます。

(2) 専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、難しくなっています。

■ 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進展によって、生徒数及び教員数が減少しています。

ア 新規部活動の設置を制限したり、学校規模によっては、部活動の部員数が減少し、存続そのものが難しくなり、廃部を余儀なくされたりするケースが増えています。その結果、通学する学校に自分がやりたいスポーツ・文化芸術活動が存在しないという状況が生じています。

イ 特に、軟式野球やソフトボール、サッカーといった競技人数の多い集団競技では、近年、部員数の減少が顕著で単独校ではチーム編成ができない状況が生じています。また、吹奏楽部においても、大規模な編成を維持することが難しくなっています。これらの傾向は、今後さらに進行していくことが想定されます。

(2) 専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、難しくなっています。

I. 厚木市立中学校部活動の現状と課題

10

生徒数及び設置部活動数の推移 - 現状

全体

173

運動部

123

5,914人

文化部

50

H29

158

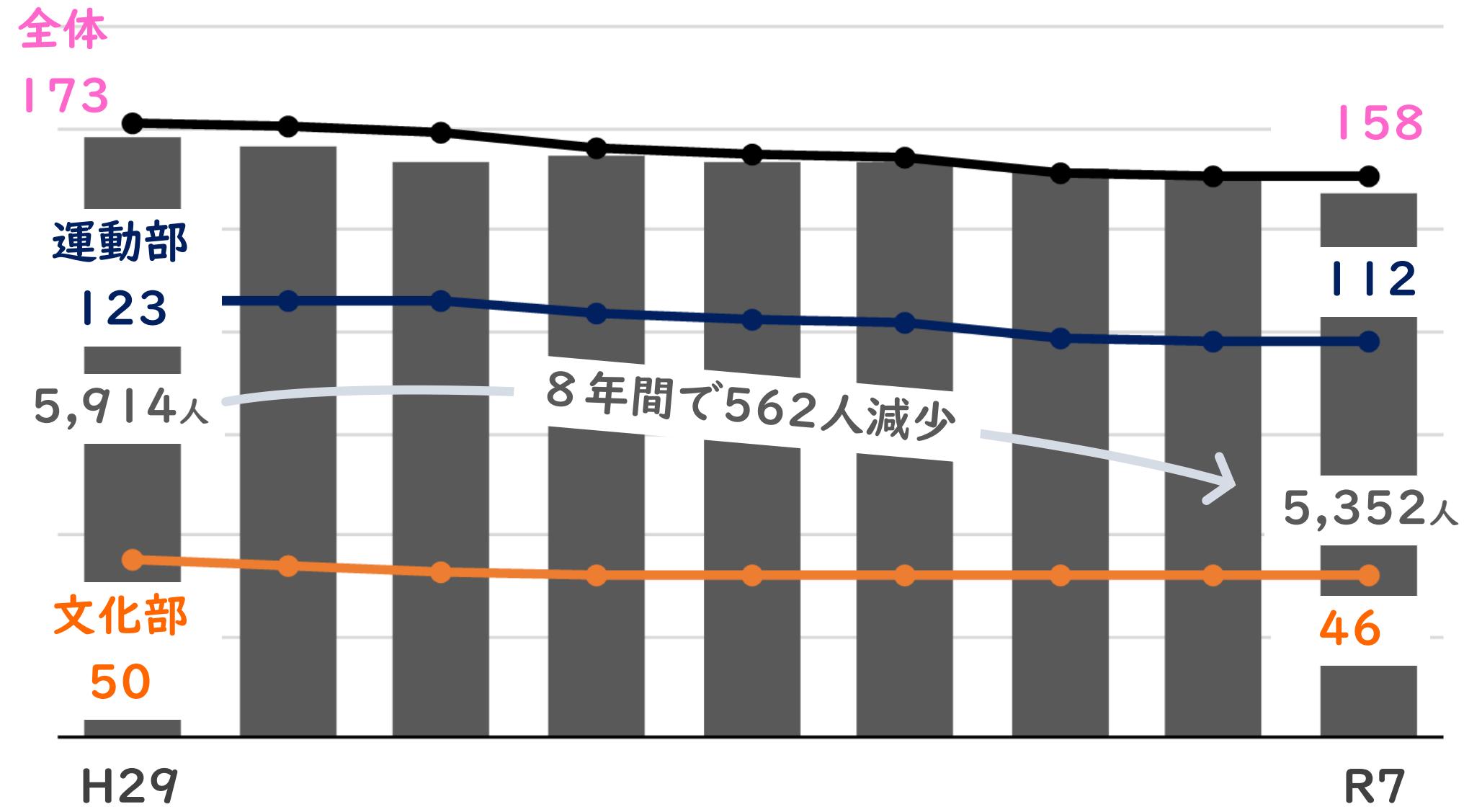
112

5,352人

46

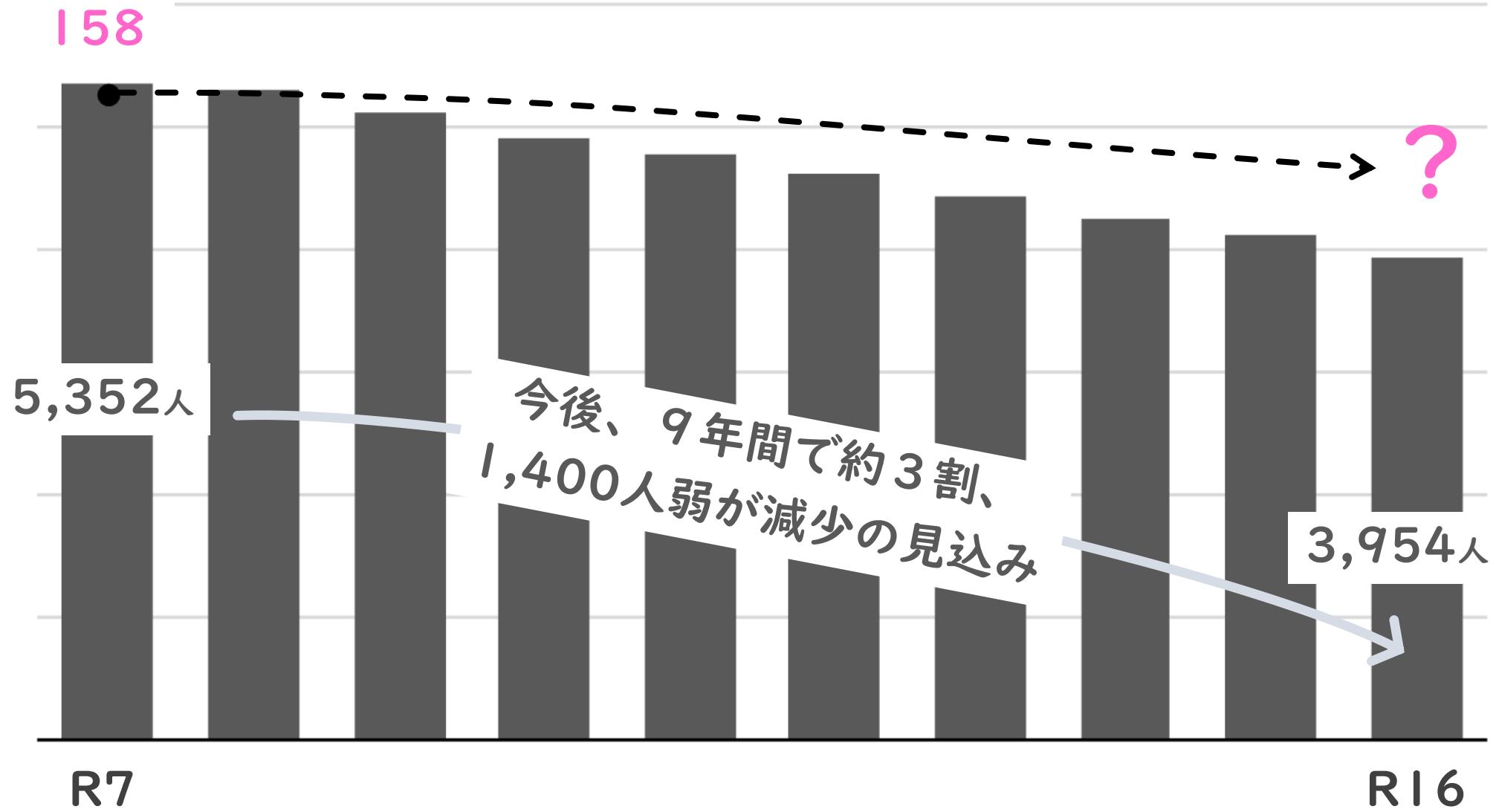
R7

8年間で562人減少



出典：厚木市「児童数・生徒数将来推計（令和7年度版）、「部活動状況調査」/令和7年

生徒数将来推計



出典：厚木市「児童数・生徒数将来推計（令和7年度版）」、「部活動状況調査」/令和7年

部活動加入率の推移 - 現状

全体

5. 1ポイント減少しています

82.1%
(4,850人)

77.0%
(4,122人)

運動部
59.4%
(3,509人)

53.3%
(2,851人)

文化部
22.7%
(1,341人)

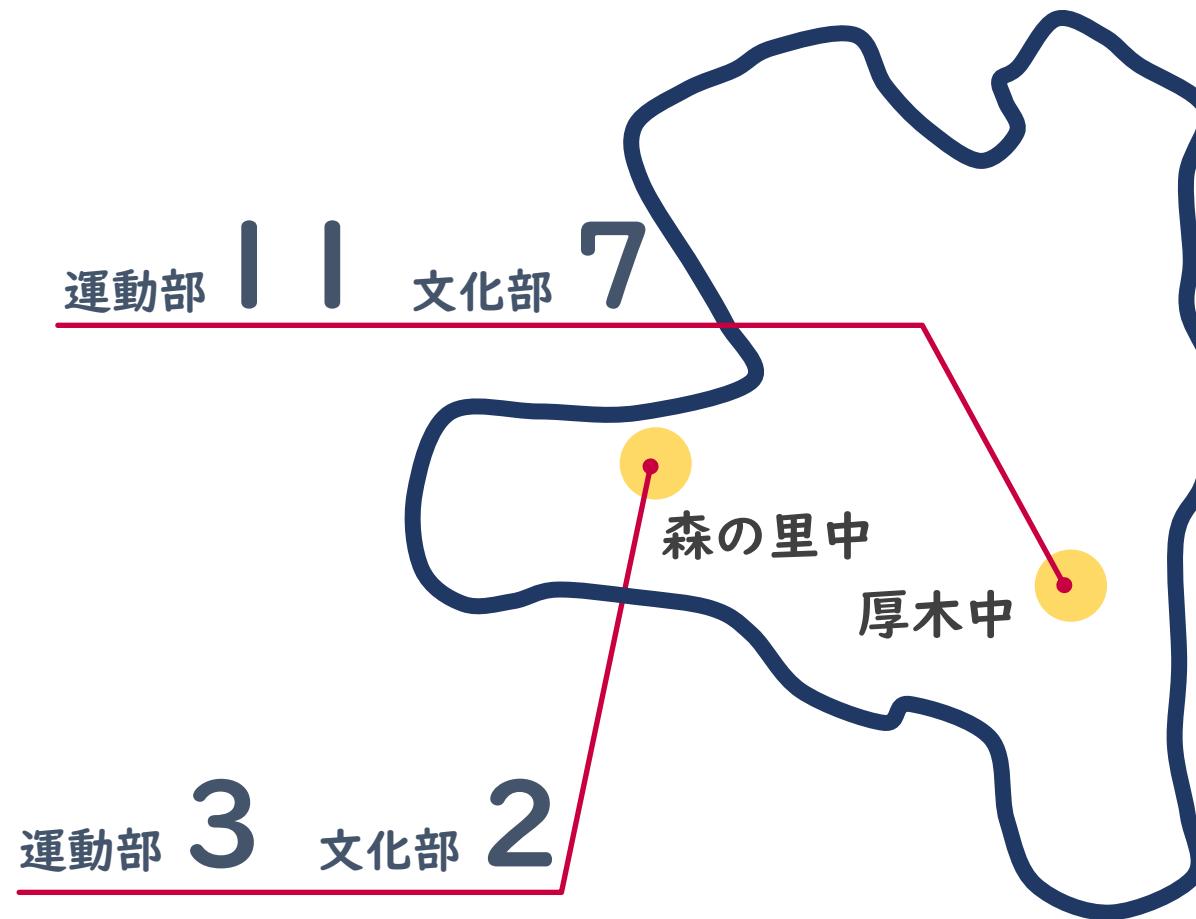
23.7%
(1,271人)

H29

R7

出典：厚木市「部活動状況調査」/令和7年

部活動設置数（学校間の比較） - 現状



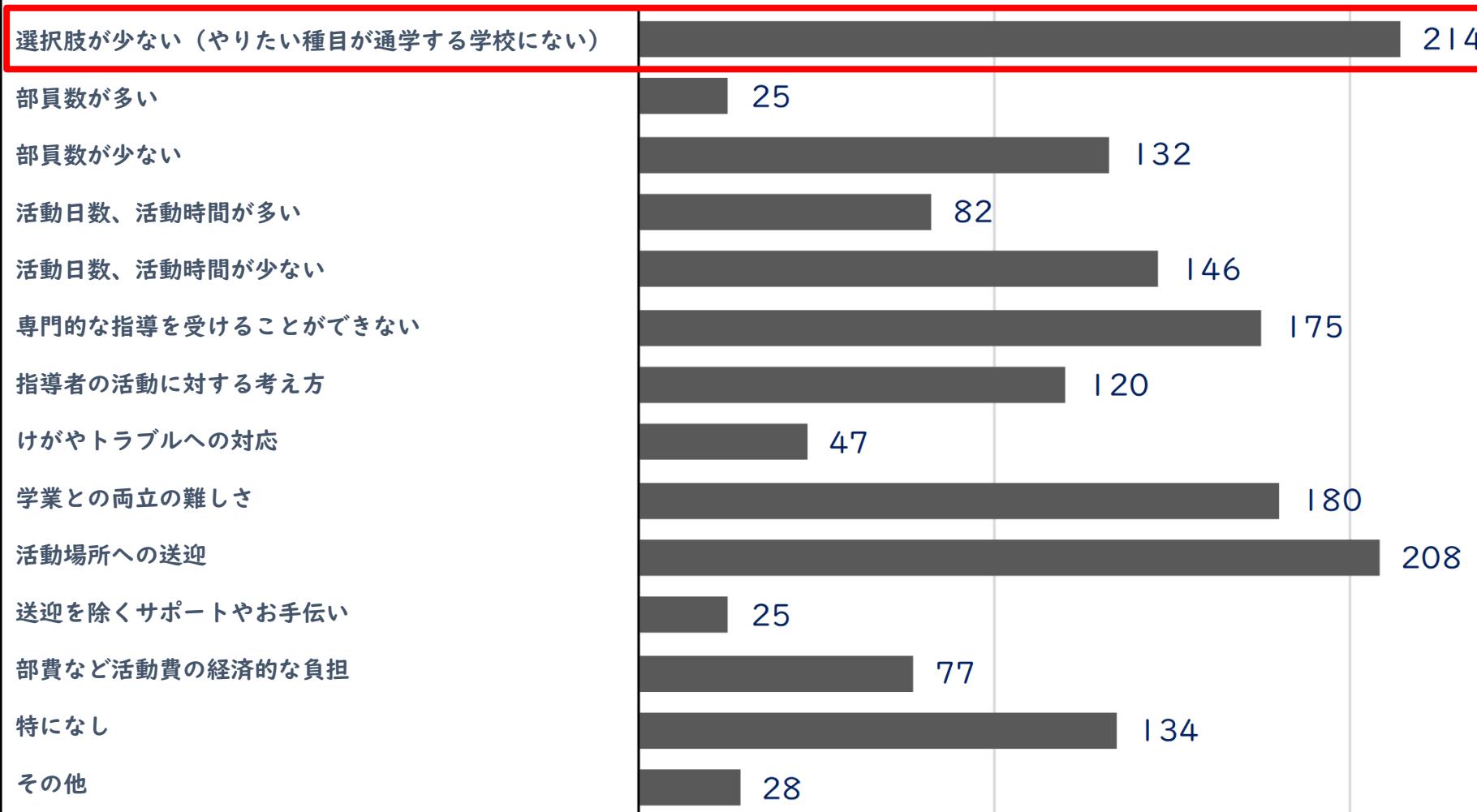
学校によって、部活動の選択肢に差が生じています。

出典：厚木市「部活動状況調査」/令和7年

■ 部活動設置数（学校間の比較） - 現状

生徒保護者アンケート結果 回答数：772

部活動をするまでの課題や保護者が負担に感じていることについて（複数回答可）



■ 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進展によって、生徒数及び教員数が減少しています。

ア 新規部活動の設置を制限したり、学校規模によっては、部活動の部員数が減少し、存続そのものが難しくなり、廃部を余儀なくされたりするケースが増えています。その結果、通学する学校に自分がやりたいスポーツ・文化芸術活動が存在しないという状況が生じています。

イ 特に、軟式野球やソフトボール、サッカーといった競技人数の多い集団競技では、近年、部員数の減少が顕著で単独校ではチーム編成ができない状況が生じています。また、吹奏楽部においても、大規模な編成を維持することが難しくなっています。これらの傾向は、今後さらに進行していくことが想定されます。

(2) 専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、難しくなっています。

部活動設置数及び加入状況（H29との比較） - 現状

種目名	設置数	設置数	部員数	部員数
	H29	R7	H29	R7 (H29との比較)
陸上競技	13	13	554人	393人 (29%減)
バスケットボール	24	12	554人	504人 (9%減)
サッカー	12	11	368人	318人 (14%減)
軟式野球	13	9	303人	169人 (44%減)
バレーボール	12	12	302人	290人 (4%減)
ソフトテニス	18	18	514人	450人 (12%減)
卓球	9	9	356人	345人 (3%減)
バドミントン	5	7	175人	194人 (11%増)
ソフトボール	6	5	117人	72人 (38%減)

合同部活動*「実施校数の推移

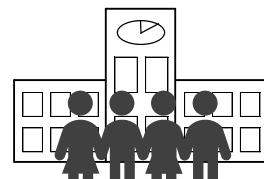
*「合同部活動」とは

(1) 個人種目のない次の6競技とする。

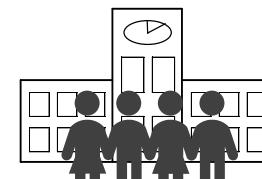
バスケットボール、サッカー、ハンドボール、
軟式野球、バレーボール、ソフトボール

(2) 部員数が競技人数を下回った学校同士の編成を
基本とする。ただし、編成する学校のうち1校の
部員数が競技人数を上回った場合も認める。

(例) バレーボール(6人)の場合



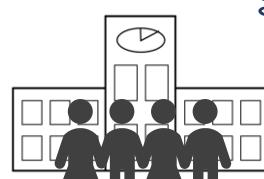
と



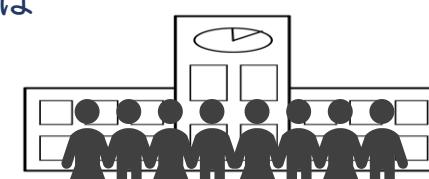
X中: 4人

Y中: 4人

または

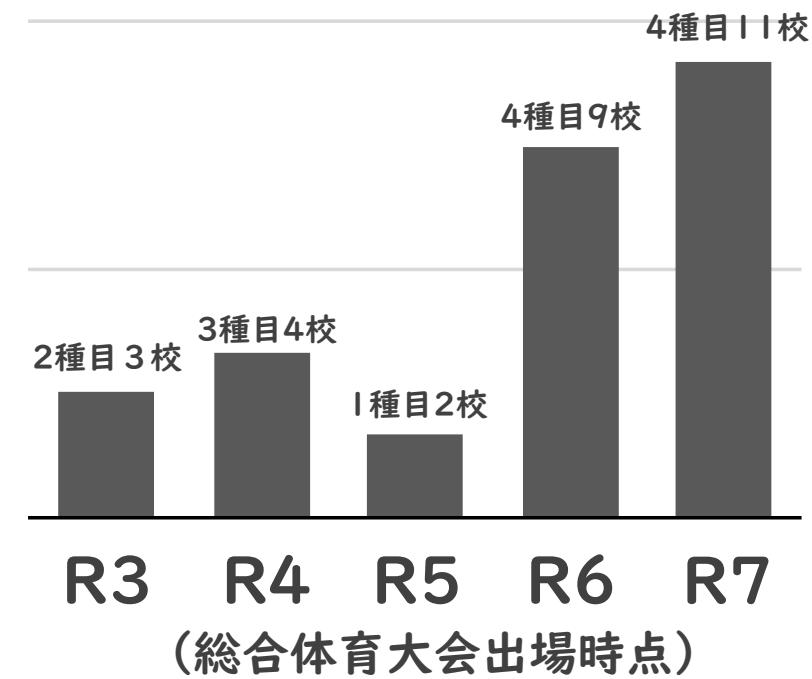


と



X中: 4人

Y中: 8人



出典：厚木市「部活動状況調査」/令和7年

I. 厚木市立中学校部活動の現状と課題

18

令和16年度中学1・2年部員数推計値 - 現状

*令和7年度と同じ加入率77.0%で算出

		厚木中	依知中	荻野中	睦合中	小鮎中	玉川中	南毛利中	東名中	林中	藤塚中	森の里中	睦合東中	相川中
運動部	陸上競技	33	20	23	10	8	11	29	9	12	6	9	26	27
	水泳競技	9						15	10		11		10	
	バスケットボール男子	21	17	15	11	14	16	15		15	10		12	4
	バスケットボール女子	14	9	8	7		9	19	7	7	13		11	3
	サッカー	25	11	12	11		7	18	6	14	17		17	13
	ハンドボール										3			
	軟式野球	11	4	11	14		15	13		8			9	5
	バレーボール男子	10						18					11	
	バレーボール女子	24	4	16	15		12	18		7		7	15	
	ソフトテニス男子			11	15	10	13	17			12	16	16	
	ソフトテニス女子	11	8	10	17	10	9	24	8	15			28	
	卓球	41	8	11	13		13	39		20	6		17	
	バドミントン男子			17		16								
	バドミントン女子		13	17		18					16			8
	ソフトボール女子	11				2		8			14		3	
文	吹奏楽	23	19	23	19	13	15	27	15	18	14	8	29	24

■ 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進展によって、生徒数及び教員数が減少しています。

ア 新規部活動の設置を制限したり、学校規模によっては、部活動の部員数が減少し、存続そのものが難しくなり、廃部を余儀なくされたりするケースが増えていたりします。その結果、通学する学校に自分がやりたいスポーツ・文化芸術活動が存在しないという状況が生じています。

イ 特に、軟式野球やソフトボール、サッカーといった競技人数の多い集団競技では、近年、部員数の減少が顕著で単独校ではチーム編成ができない状況が生じています。また、吹奏楽部においても、大規模な編成を維持することが難しくなっています。これらの傾向は、今後さらに進行していくことが想定されます。

(2) 専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、難しくなっています。

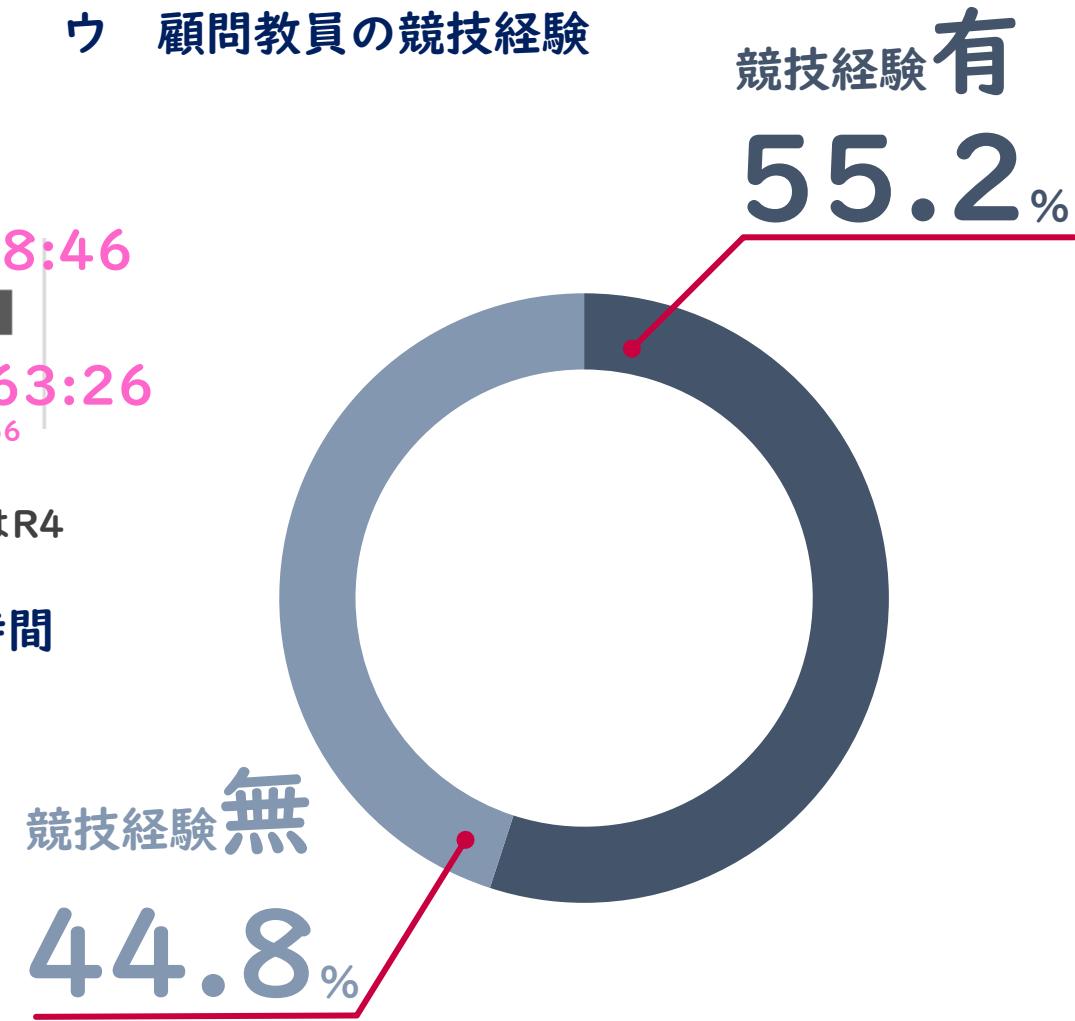
I. 厚木市立中学校部活動の現状と課題

(参考) 神奈川県公立学校教員の勤務実態等

ア 1週間当たりの平均在校等時間



ウ 顧問教員の競技経験



イ 教員一人当たりの業務内容別の在校等時間

	勤務日	週休日・休日
児童・生徒の指導	9:19	2:59
うち 部活動	0:38	<u>2:22</u>

出典：(アイ) 神奈川県教育委員会「神奈川県公立学校教員勤務実態調査の集計結果について/令和6年
(ウ) 県中学校体育連盟「運動部活動調査/令和5年

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>⑥ 調査・統計等への回答等</p> <p>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理</p> <p>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理</p> <p>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理</p> <p>⑩ 校舎の開錠・施錠</p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮</p> <p>⑫ 校内清掃</p> <p>⑬ 部活動 部活動の地域展開・地域連携を促進</p>	<p>⑭ 給食の時間における対応</p> <p>⑮ 授業準備</p> <p>⑯ 学習評価や成績処理</p> <p>⑰ 学校行事の準備・運営</p> <p>⑱ 進路指導の準備</p> <p>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p>

出典：文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」/令和7年

■ 現状と課題

現 状

(1) 少子化の進展によって、生徒数及び教員数が減少しています。

ア 新規部活動の設置を制限したり、学校規模によっては、部活動の部員数が減少し、存続そのものが難しくなり、廃部を余儀なくされたりするケースが増えています。その結果、通学する学校に自分がやりたいスポーツ・文化芸術活動が存在しないという状況が生じています。

イ 特に、軟式野球やソフトボール、サッカーといった競技人数の多い集団競技では、近年、部員数の減少が顕著で単独校ではチーム編成ができない状況が生じています。また、吹奏楽部においても、大規模な編成を維持することが難しくなっています。これらの傾向は、今後さらに進行していくことが想定されます。

(2) 専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、難しくなっています。

課 題

・これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支える仕組みにしていく必要があります (休日における地域クラブ活動への展開)。

(1) 生徒が自主的・自発的にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備する必要があります。

(2) 持続可能な実施体制を整備する必要があります。

(3) 教員が本務に専念できる環境を整備する必要があります。

2. 計画策定の趣旨

1 厚木市立中学校部活動の現状と課題

2 計画策定の趣旨

3 推進計画策定の背景

4 推進計画の内容

5 進行管理

6 今後のスケジュール

7 意見交換

■ 計画策定の趣旨

将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保・充実を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することを目指し、本市の中学校部活動の地域展開^{*2}に関する施策の方向性を示すため、「厚木市立中学校部活動地域展開推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定するものです。

*2 「部活動の地域展開」とは

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開する^{*3}こと

※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に広き、地域全体で支える
②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更

※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要

出典：文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」/令和7年

計画策定の趣旨

*3 「学校部活動から地域クラブ活動に展開する」とは

	学校部活動	地域クラブ活動
位置付け	学校教育の一環 (教育課程外)	学校と連携して行う地域クラブ活動 (法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)
指導者	当該校の教師、部活動指導員	地域の指導者 (一部教職員の兼職兼業)
参加者	当該校の生徒	地域の生徒 (※ほかの世代が一緒に参加する場合も含む)
場所	当該校の施設	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	用具、交通費等の実費	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付	各種保険等
運営団体・実施主体	学校	地方公共団体、多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校共同本部、同窓会等)

出典：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」/令和4年

3. 推進計画策定の背景

- 1 厚木市立中学校部活動の現状と課題
- 2 計画策定の趣旨
- 3 推進計画策定の背景**
- 4 推進計画の内容
- 5 進行管理
- 6 今後のスケジュール
- 7 意見交換

■ 国の動向

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定（令和4年、スポーツ庁・文化庁）

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を示すもの

	R5	R6	R7
国	休日	改革推進期間 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。	
	平日	できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。	

■ 県の動向

「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を 策定（令和5年、神奈川県）

生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取組を進めていく必要があることから策定したもの（国のがイドライン改定後）

公立中学校における部活動の地域移行に係る
神奈川県の方針

令和5年10月

国 の動向

スポーツ基本法の一部改正

② 中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保

地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、**中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

2 國は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨
スポーツ基本法の制定から14年、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化。健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人の豊かなつながりなど、スポーツを通した社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応とともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、所要の改正を行う。

1. スポーツ基本法

概要

二 前文
(1)スポーツに親しむことのできる機会の確保等（※基本理念にも規定）、(2)多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等（）、(3)スポーツと文化芸術等の他の分野との連携、(4)スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

二 基本理念
(1)スポーツによる地域振興の推進、(2)スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現
(3)スポーツによる共生社会の実現、(4)国際的な規模のスポーツの競技会の例示の追加

三 スポーツ団体の努力等
・スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めること。
・国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者の明記

四 地方スポーツ推進計画
・都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めるができる旨の明記
・スポーツに関連する他の計画と一緒にして定めるができる旨の追加

五 基本的施策

1 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等
(1)まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）
(2)スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意
(3)スポーツに関する諸科学の例示の追加
(4)スポーツの性質に応じた情報伝達技術の利用のための環境の整備等
(5)部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等

2 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備
(1)多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）
(2)情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

3 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正
(1)名称の変更（全国パラスポーツ大会等）、(2)国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等、(3)国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保、(4)企業等が果たす役割の明示

4 スポーツの公正及び公平の確保等
(1)暴力等の防止、(2)スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、(3)ドーピング防止活動の推進、(4)スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等

六 スポーツの振興のために必要な資金等
スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

2. スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

概要
国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付ける。

国 の動向

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定（令和7年12月、文部科学省）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るために、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等について、国としての考え方を示すもの

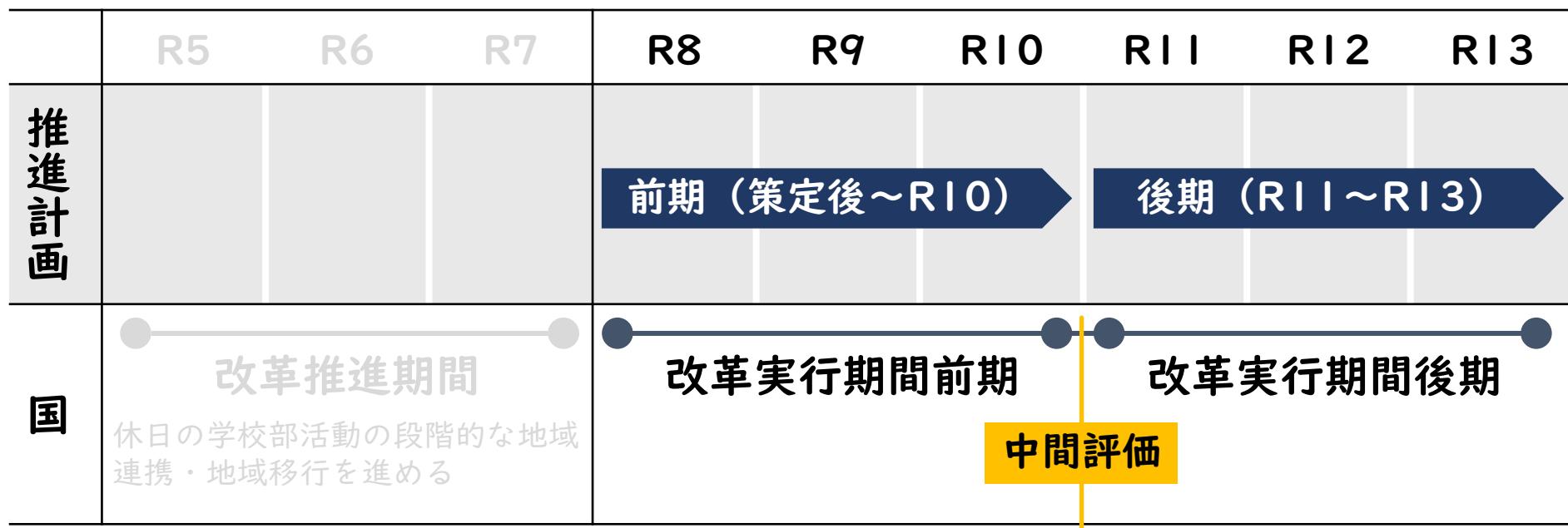
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
休日	●		●		●	●	●	●	●	
国										
休日	改革推進期間 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。			改革実行期間前期 前期3年間の間には、確実に地域展開等に着手する。			改革実行期間後期 原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を望むことが望ましい。			
平日	できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。					中間評価 各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。 ※前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。				

4. 推進計画の内容

- 1 厚木市立中学校部活動の現状と課題
- 2 計画策定の趣旨
- 3 推進計画策定の背景
- 4 推進計画の内容
- 5 進行管理
- 6 今後のスケジュール
- 7 意見交換

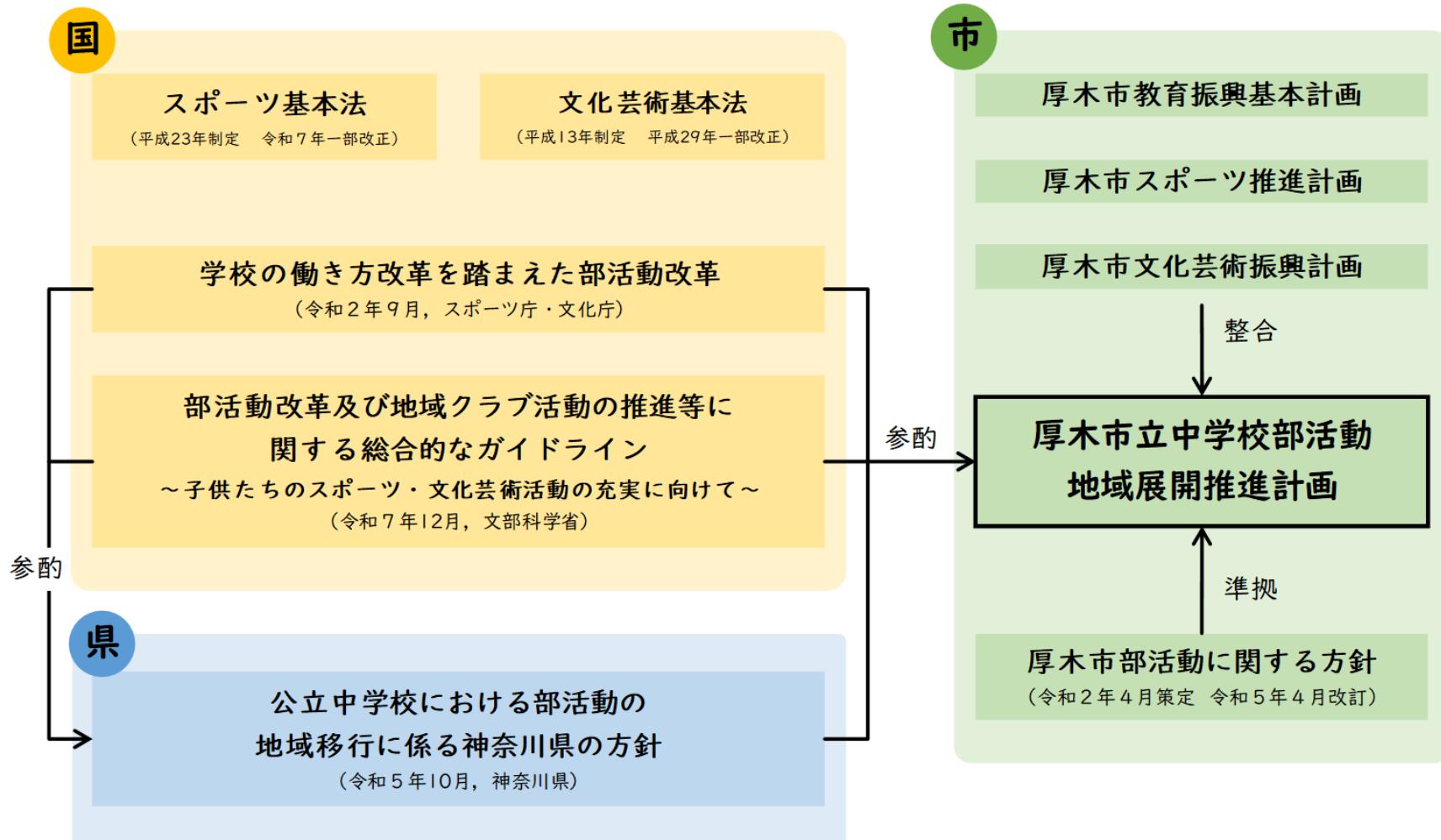
■ 推進計画期間

- 国が改革実行期間と位置付ける令和8年度から令和13年度までの6年間を対象とします。
- 期間中は、国や県等の動向や進捗状況を踏まえ、取組を進めつつ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。なお、令和11年度以降については、改革実行期間前期における取組の進捗状況や中間評価を踏まえて、改めて見直しを行うこととします。



推進計画の位置付け

- 推進計画の策定においては、国のガイドラインや県の方針等を踏まえ、市の計画と整合を図るものとします。



■ 推進計画の構成

(1) 推進計画の基本的な考え方

- ア 策定の目的
- イ 地域クラブ活動の目指す姿
- ウ 段階的な地域展開のスケジュール

(4) 進行管理体制

(2) 地域展開への体制整備の推進

- ア 部活動地域展開に係る体制整備
- イ 関係者間の連携体制の整備
- ウ 市の支援体制の検討

(3) 地域クラブ活動の基本方針

- ア 活動内容（種目、休養日等）
- イ 指導者
- ウ 活動場所
- エ 地域クラブ活動における費用負担の在り方
- オ 既存の部活動との連携の在り方

■ 推進計画策定に当たって考慮すべき視点（基本的な方向性）

1 生徒のニーズに応じた
多様な体験の確保

2 学校等の垣根を越えた
仲間とのつながりや、地
域の様々な人や幅広い世
代との豊かな交流の促進

3 学校における働き方改
革の推進

■ 推進計画策定に当たって考慮すべき視点（基本的な方向性）

1 生徒のニーズに応じた多様な体験の確保

学校規模や障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できることや、技能等の向上や大会などで好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適切な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する必要があります。

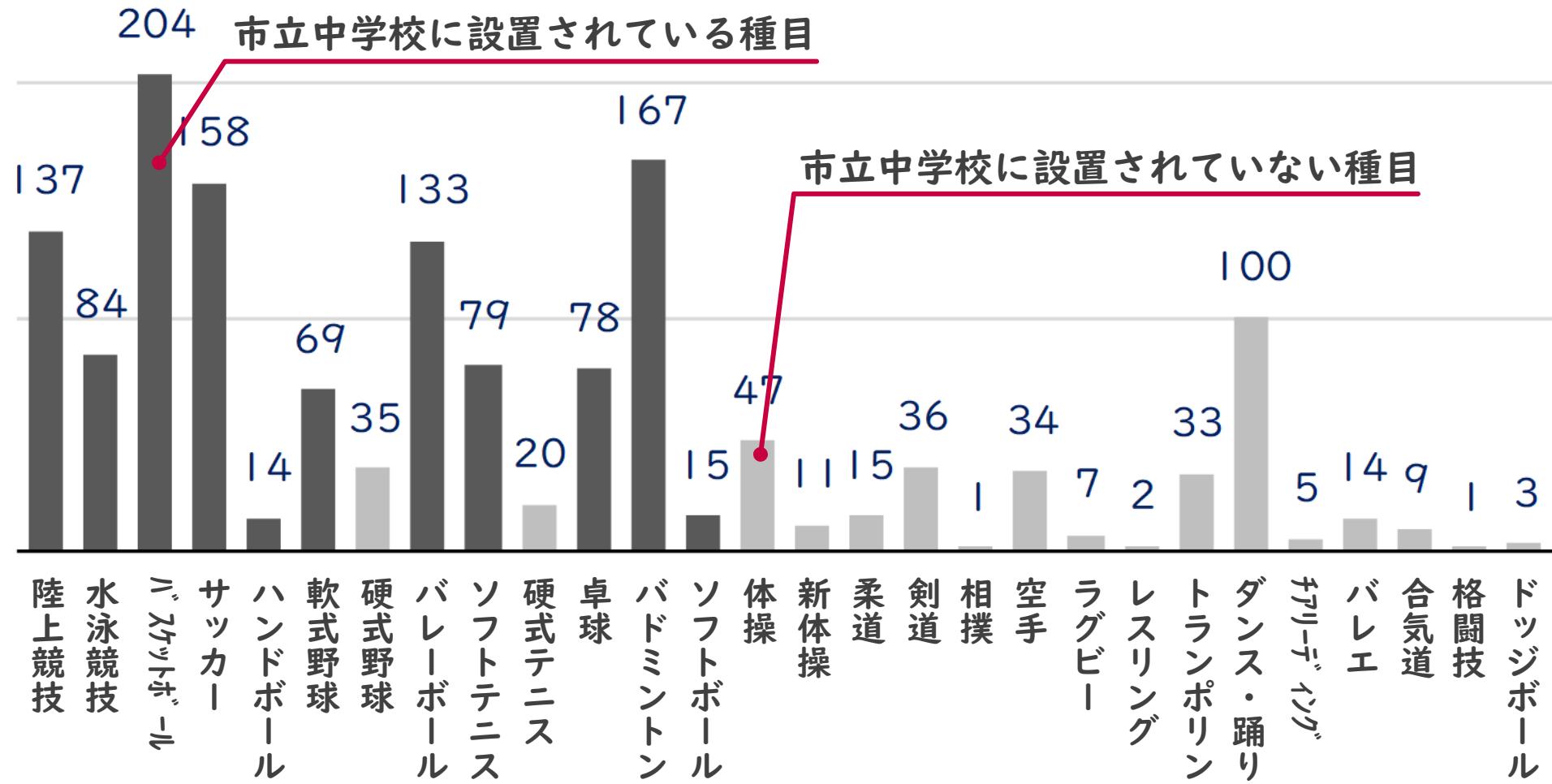
2 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりや、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流の促進

3 学校における働き方改革の推進

生徒のニーズに応じた多様な体験の確保

児童（小学5～6年）アンケート結果 回答数：1,047

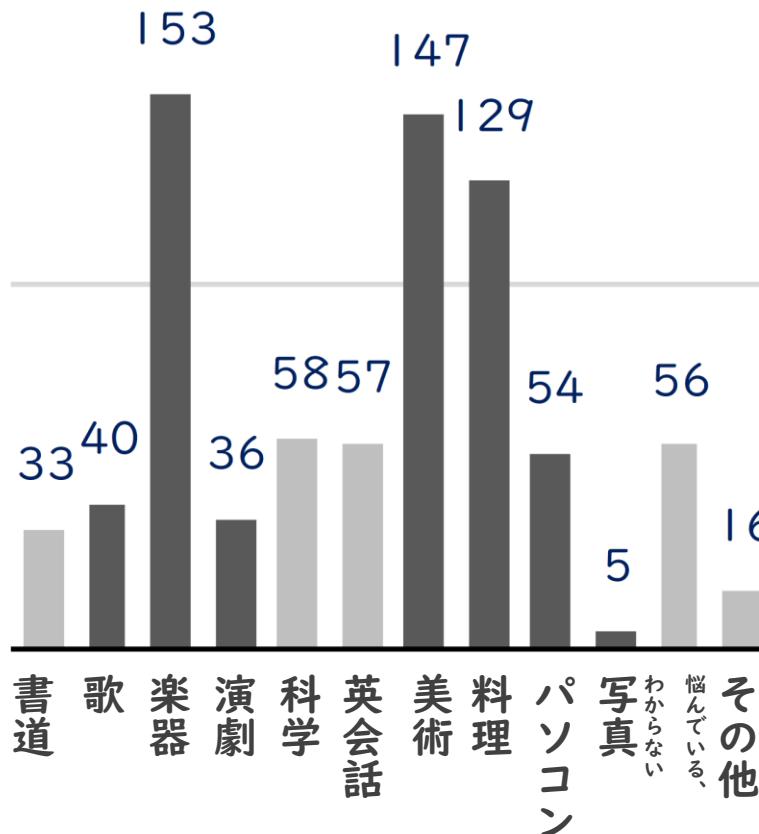
中学入学後に、取り組んでみたい活動内容について（運動）【最大3つまで】



生徒のニーズに応じた多様な体験の確保

児童（小学5～6年）アンケート結果 回答数：1,047

中学入学後に、取り組んでみたい活動内容について（文化）【最大3つまで】



楽器 … 鍵盤、弦、打、管、和、電子楽器など

美術 … 絵画、彫刻、工芸など

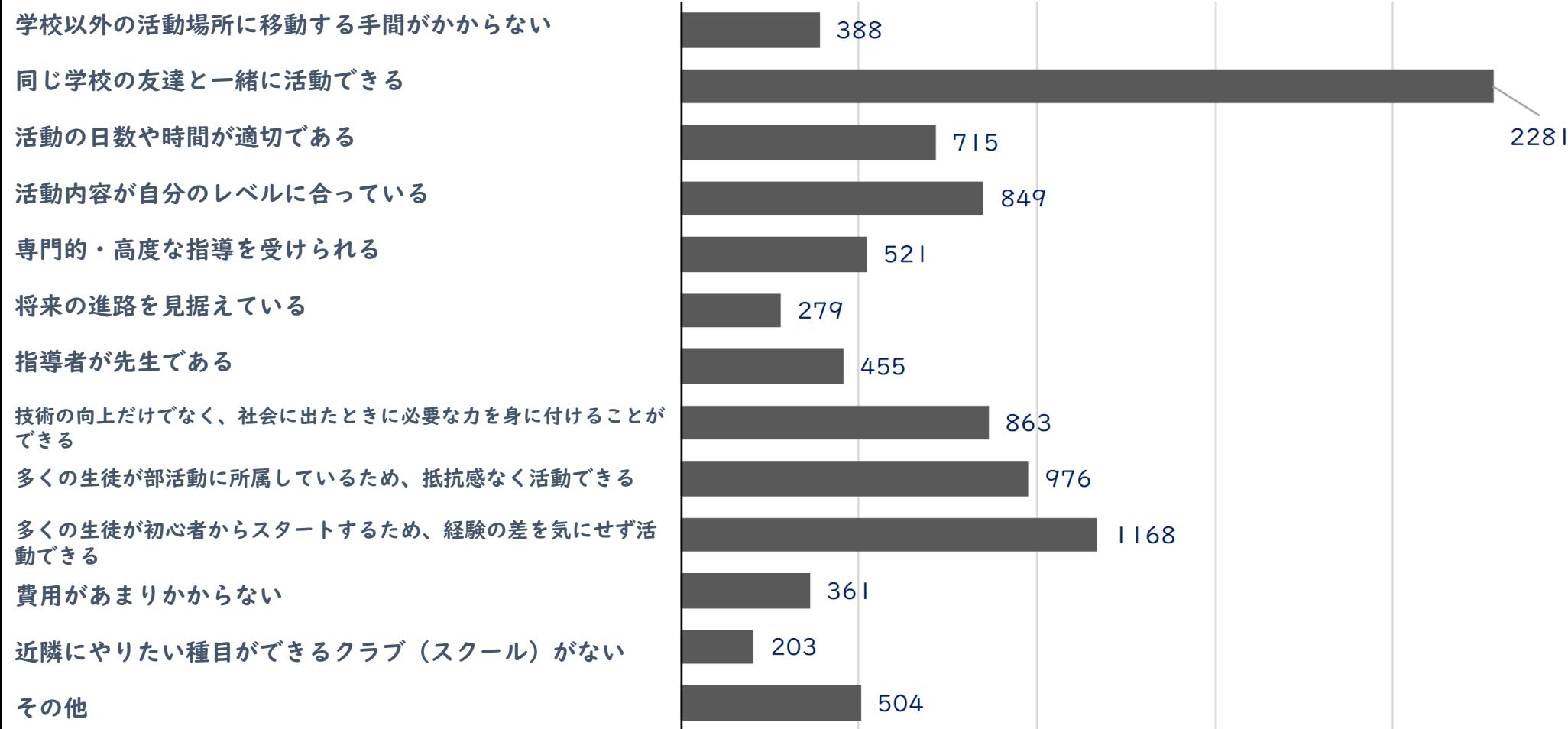
その他の意見

- (運動) ボルダリング、ゴルフ、登山、弓道、なぎなた、
フェンシング、パルクール、インラインケート
(文化) 華道、茶道、陶芸、ボードゲーム

生徒のニーズに応じた多様な体験の確保

生徒（中学1～3年）アンケート結果 回答数：3,185

部活動に所属する理由について【複数回答可】



■ 推進計画策定に当たって考慮すべき視点（基本的な方向性）

1 生徒のニーズに応じた多様な体験の確保

学校規模や障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できることや、技能等の向上や大会などで好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適切な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する必要があります。

2 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりや、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流の促進

校区の枠を越えて地域クラブに参加できる仕組み、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域がもつ良さや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながる仕組みを構築する必要があります。

3 学校における働き方改革の推進

4. 推進計画の内容

41

■ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりや、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流の促進

生徒（中学1～3年）アンケート結果 回答数：1,508

学校外のクラブ（スクール）に所属する理由について【複数回答可】

自分の好きなことができて、楽しい



学校では取り組むことができない活動ができる

中学入学前からクラブ（スクール）に所属していて、中学生でも継続したい

活動の日数や時間が適切である

専門的・高度な指導を受けられる

将来の進路を見据えている

自宅の近くにあり、通いやすい

自分のスケジュールに合わせやすい

学校とは違う場所や人と活動できる（他校の生徒と交流する機会がある）

中学生同士だけでなく、自分とは違う世代の人と交流する機会がある

技術の向上だけでなく、社会に出たときに必要な力を身に付けることができる

その他

■ 推進計画策定に当たって考慮すべき視点（基本的な方向性）

1 生徒のニーズに応じた多様な体験の確保

学校規模や障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できることや、技能等の向上や大会などで好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適切な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する必要があります。

2 学校等の垣根を越えた仲間とのつながりや、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流の促進

校区の枠を越えて地域クラブに参加できる仕組み、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域がもつ良さや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながる仕組みを構築する必要があります。

3 学校における働き方改革の推進

休日の部活動の指導を望まない教員が、休日の部活動に従事しない仕組みを構築していく必要があります。

5. 進行管理

1 厚木市立中学校部活動の現状と課題

2 計画策定の趣旨

3 推進計画策定の背景

4 推進計画の内容

5 進行管理

6 今後のスケジュール

7 意見交換

■ 進行管理

- 推進計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を附属機関が継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど計画の実効性を確保します。

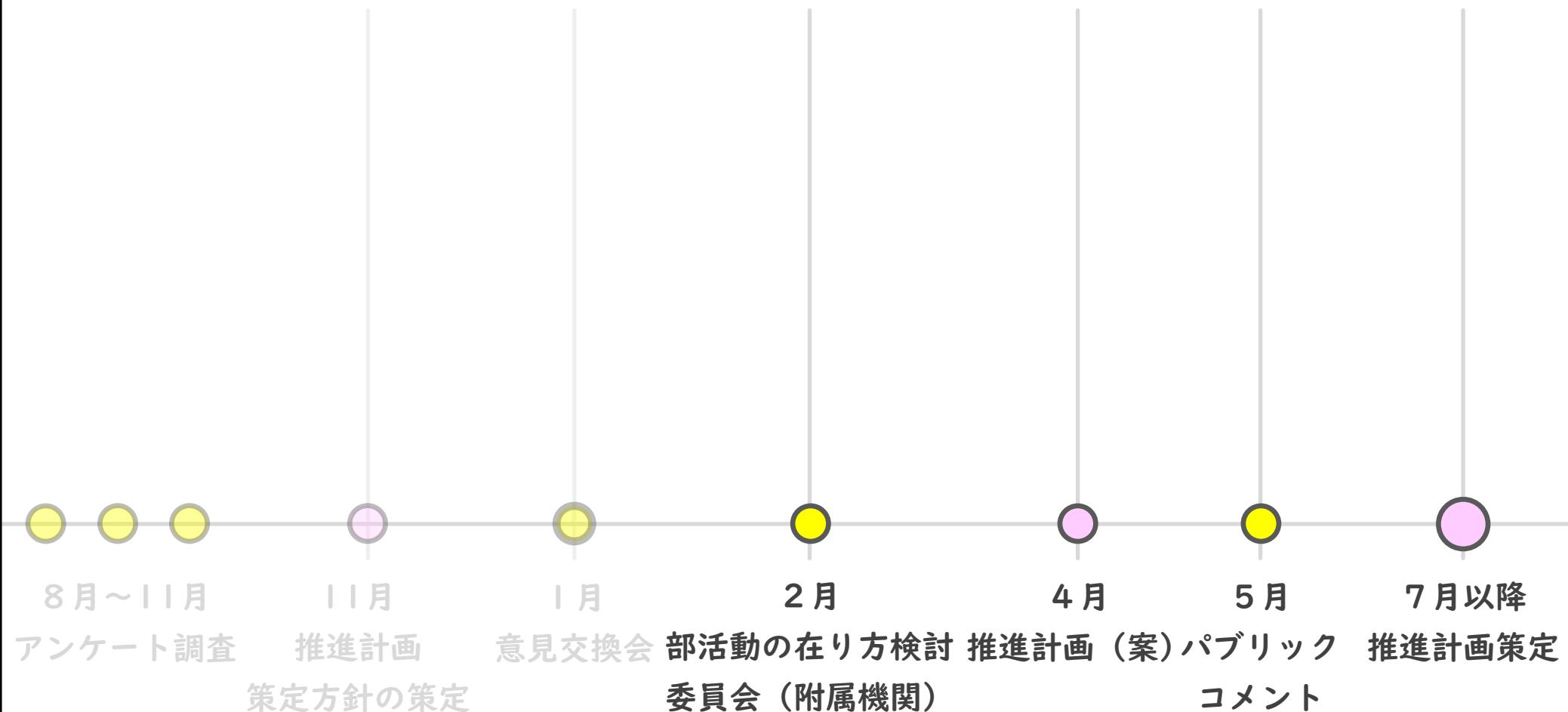
6. 今後のスケジュール

- 1 厚木市立中学校部活動の現状と課題
- 2 計画策定の趣旨
- 3 推進計画策定の背景
- 4 推進計画の内容
- 5 進行管理
- 6 今後のスケジュール
- 7 意見交換

計画策定までのスケジュール

● 市民参加手続き

● 計画策定に関すること



7. 意見交換

- 1 厚木市立中学校部活動の現状と課題
- 2 計画策定の趣旨
- 3 推進計画策定の背景
- 4 推進計画の内容
- 5 進行管理
- 6 今後のスケジュール
- 7 意見交換

■ 意見交換

推進計画について、御参加の皆様から御意見等を頂きたいと存じます。

御意見等がある方は、挙手をお願いいたします。

なお、御質問にはこの場でお答えしますが、御意見や御提案については、後日市の考え方と併せて御意見の概要を公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

おわりに

意見交換会を終了します。
本日は、御参加いただき、
ありがとうございました。
お気をつけてお帰りください。

意見等提出用紙 提出先

窓口・郵送：〒243-8511 厚木市中町3-17-17

厚木市教育委員会教育指導課（厚木市役所第二庁舎4階）

ファックス：046-223-0089

電子メール：8200@city.atsugi.kanagawa.jp